

A51 医療法人に対する都道府県知事の指導・監督事項は医療法に定められています。

【解説】

医療法人に対する都道府県知事の指導・監督事項は、次の通りです。

1. 都道府県知事は、医療法人の業務・会計が法令・法令に基づく都道府県知事の処分・定款等に違反している疑いがあり、又はその運営が著しく適正を欠く疑いがあると認める場合には、その業務・会計の状況に関し報告を求め、又は立ち入り検査を行うことができます。(法第 63 条第 1 項)
2. 都道府県知事は、医療法人の業務・会計が法令・法令に基づく都道府県知事の処分・定款等に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、期限を定めて、必要な措置をとるべき旨を命ずることができます。(法第 64 条第 1 項)
3. 都道府県知事は、改善命令に従わない医療法人に対しては、以下の措置をとることができます。
  - (1) 業務停止命令(法第 64 条第 2 項)
  - (2) 役員解任勧告(法第 64 条第 2 項)
  - (3) 設立認可の取消(法第 66 条)

個人の診療所でも法令等に違反すれば処罰(保険医療機関指定医の取消や、医師免許剥奪等)されますので、法人になったからといって、処分が厳しくなるとはいえません。適正な経営であれば、全く問題ありません。